

## 独立行政法人国立青少年教育振興機構法人カード取扱基準

平成18年4月1日  
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3-15号  
令和3年4月1日  
一部改正

### (目的)

第1 この法人カード取扱基準（以下「基準」という。）は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計事務取扱規則（以下「会計規則」という。）第39条に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）における法人クレジットカード（以下「法人カード」という。）に関する必要な事項を定め、適正な取扱いを図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2 この基準は、機構の役員及び職員（以下「役職員」という。）が、機構の業務にかかる経費をクレジットカードで支払う場合において、クレジットカード会社の法人規約で定められている事項以外の取扱いについて適用する。

### (利用責任者)

第3 この基準における利用責任者は、次のとおりとする。

(1) 利用責任者とは法人カードを利用する役職員のうち、次の各号に掲げる者とする。

- ① 会計規則第34条の規定に基づき、経理責任者から資金の前渡に関する業務について、個別委任を受けた者（前渡資金取扱者）
- ② 機構の諸規則に基づき、会計規則第32条の規定による仮払できる経費を認められた者
- ③ 機構の諸規則に基づき、会計規則第33条の規定による前払できる経費を認められた者

(2) 上記(1)の①から③に該当する者は、法人カードを利用する場合には、カード利用者登録申請書（別紙様式1）により、経理責任者へ事前に登録の申請をしなければならない。

### (申請及び交付手続)

第4 前条の規定により登録された利用責任者は、カード交付申請書（別紙様式2）に、第3(1)の①から③における必要書類を添付のうえ、原則として、利用日の2週間前までに経理責任者へ提出しなければならない。

2 前項の申請に基づき、経理責任者が必要であると認めた場合は、出納責任者及び出納担当者（以下「出納責任者等」という。）から、法人カードを交付する。

（精算及び返却手続）

第5 利用責任者は、業務終了後速やかに、法人カードを出納責任者等へ返却し、カード返却届（別紙様式3）に第3（1）①から③における精算書類等を添付のうえ、経理責任者へ提出しなければならない。

2 経理責任者は、前項の規定に基づき提出された書類及びカード会社の利用明細について審査を行い、機構の業務範囲以外で法人カードを使用したと認められる場合については、経理責任者は利用責任者に対し当該金額を請求する。

3 前項の規定により請求を受けた利用責任者は、当該請求額を速やかに支払わなければならない。

（亡失等の取扱）

第6 利用責任者は、法人カードを紛失した場合は、速やかにカード会社へ連絡するとともに、出納責任者等へ報告する。

2 カードの紛失の場合の責任等については、クレジットカード会社の法人規約第14条第3項に定める範囲内とする。

（法人カードの管理）

第7 法人カードの管理は、出納責任者等が行う。

2 法人カードを管理する出納責任者等は、法人カード管理簿（別紙様式4）を設け、管理状況を明確にしなければならない。

（改廃）

第8 この基準の改廃は、理事長が行う。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

経理責任者 殿

## カード利用責任者登録申請書

下記のとおり、登録を申請致します。

記

所 属	
職 氏 名	

	次長		
決裁欄			

様式 2

年 月 日

経理責任者 殿

利用責任者  
職 氏 名:

## カード交付申請書

下記のとおり、カードの交付を申請致します。

記

使 途	
使用年月日	年 月 日 ~ 年 月 日

	次長		
決裁欄			

(添付書類)

経費ごとの必要書類、カード使用者届(写)

様式 3

年 月 日

出納担当者 殿

利用責任者  
職 氏 名:

## カード返却届

下記のとおり、カードを返却致します。

記

使 途	
使用年月日	年 月 日 ~ 年 月 日

	次長		
決裁欄			

(添付書類)  
法人カード管理簿(写)、経費ごとの精算書類

法人カード管理簿  
【出納□□者】

年度分

部門名: \_\_\_\_\_  
(課名) \_\_\_\_\_

No.	受入・返却日	所属・氏名	案件	使用対象日	出納担当者	備考
1				-		
2				-		
3				-		
4				-		
5				-		
6				-		
7				-		
8				-		
9				-		
10				-		
11				-		
12				-		
13				-		